

香川県青少年保護育成条例施行規則

(昭和27年9月1日 香川県規則第37号)

香川県青少年保護育成条例施行規則をここに公布する。

香川県青少年保護育成条例施行規則

第1条 香川県青少年保護育成条例（昭和27年香川県条例第22号。以下「条例」という。）第7条第4項の規定による掲示は第1号様式により場内及び場外の見やすいところにしなければならない。

第2条 条例第7条第5項ただし書の規定により許可を受けようとする者は第2号様式により申請しなければならない。

第3条 条例第8条第1項第1号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに類する状態での次のいずれかに該当する著しく性的感情を刺激する姿態

- ア 大たい部を開いた姿態
- イ 隱部、でん部又は胸部を誇示した姿態
- ウ 排せつを行う姿態
- エ 繫縛された姿態

(2) 次のいずれかに該当する性的な行為

- ア 愛ぶ（全裸、半裸又はこれらに類する状態で行うものに限る。）
- イ 性交又はこれに類する行為
- ウ 自慰
- エ 強姦（かん）又はこれに類する行為

第4条 条例第8条第5項に規定する規則で定める方法とは、次の各号（同条第1項第3号に該当して有害図書等とされたものについては、第1号又は第5号）のいずれかによるものとする。

- (1) 間仕切り等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことのできない措置がとられた場所に有害図書等を陳列すること。
- (2) 有害図書等以外の図書等を陳列する棚から60センチメートル以上離れた棚に有害図書等を陳列すること。
- (3) 有害図書等から10センチメートル以上張り出す仕切り板（透視できない材質のものとする。）を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に有害図書等を陳列すること。
- (4) 床面から150センチメートル以上の高さの位置に有害図書等を陳列すること。
- (5) 背表紙のみが見えるようにして有害図書等を陳列すること。
- (6) 前各号に掲げる陳列方法をとることが困難な場合は、ビニール包装、紐掛けその他の方法に

より有害図書等を容易に閲覧できない状態にして陳列すること。

第5条 条例第8条の2第1項第1号に規定する規則で定める形状、構造又は機能は、次に掲げるものとする。

- (1) 性器を模した形状
- (2) 人を模した形状
- (3) 男性の性器を包み込む構造
- (4) 女性の性器に挿入する構造

第6条 条例第8条の3第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定自動販売機等を設置する者の電話番号
 - (2) 特定自動販売機等の種類
 - (3) 特定自動販売機等に収納する図書等又はがん具類等の種類
 - (4) 特定自動販売機等管理責任者の電話番号
 - (5) 特定自動販売機等の設置年月日
- 2 条例第8条の3第1項の規定による届出は、特定自動販売機等設置届出書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、第1号又は第2号に掲げる住民票の写しについては、当該者が県内に住所を有する個人である場合は、その添付を省略することができる。

- (1) 特定自動販売機等を設置する者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- (2) 特定自動販売機等管理責任者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- (3) 特定自動販売機等の設置場所の土地又は建物が他人の所有又は管理に係るときは、その設置を承諾することを証明する書面
- (4) 特定自動販売機等の設置場所付近の見取図

3 条例第8条の3第2項又は第3項の規定による届出は、特定自動販売機等変更（廃止）届出書（第4号様式）により行わなければならない。

4 前項の届出書（特定自動販売機等の使用の廃止の届出に係るものを除く。）には、第2項各号に掲げる書類のうち変更事項に係るもの添付しなければならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第7条 条例第8条の4に規定する規則で定める事項は、前条第1項第1号及び第4号に掲げる事項とする。

第8条 条例第10条の2第2項第2号に規定する規則で定める方法による配布は、内容物が見えない封筒その他の物で青少年以外の者の氏名を受取人として記載したものに有害広告文書等を入れ、当該有害広告文書等を受取人以外の者が容易に見ることができないようにして行う配布とする。

第9条 条例第10条の2第2項第3号ウに規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校（高等課程を有するものに限る。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設及び乳児院を除く。）
- (3) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項第1号に規定する職業能力開発校及び同項第4号に規定する職業能力開発促進センター
- (4) 前3号に掲げるもののほか、別表に掲げる施設

第10条 条例第10条の5第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用カード自動販売機を設置する者の電話番号
 - (2) 利用カード自動販売機を設置する者以外の者が当該利用カード自動販売機を管理するときは、その者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 利用カード自動販売機の設置年月日
- 2 条例第10条の5第1項の規定による届出は、利用カード自動販売機設置届出書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、第1号又は第2号に掲げる住民票の写しについては、当該者が県内に住所を有する個人である場合は、その添付を省略することができる。
- (1) 利用カード自動販売機を設置する者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
 - (2) 利用カード自動販売機を設置する者以外の者が当該利用カード自動販売機を管理するときは、その者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
 - (3) 利用カード自動販売機の設置場所の土地又は建物が他人の所有又は管理に係るときは、その設置を承諾することを証明する書面
 - (4) 利用カード自動販売機の設置場所付近の見取図

3 条例第10条の5第2項又は第3項の規定による届出は、利用カード自動販売機変更（廃止）届出書（第6号様式）により行わなければならない。

4 前項の届出書（利用カード自動販売機の使用の廃止の届出に係るものを除く。）には、第2項各号に掲げる書類のうち変更事項に係るもの添付しなければならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第11条 条例第10条の6第1項に規定する規則で定める事項は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項とする。

第12条 条例第10条の6第2項の規定による表示は、青少年に対するいん行その他の青少年の福祉を阻害する行為をした者は、条例により罰せられることがある旨を見やすいように記載することにより行わなければならない。

第13条 条例第11条の規定による保護者等の申出は、次の各号に掲げる措置の区分に応じ、それぞ

れ当該各号に定める事項を付して行わなければならない。

- (1) 条例第7条第1項の措置 興行の名称、興行場の名称及び場所並びに有害と認められる具体的な箇所
- (2) 条例第8条第2項の措置 図書等の名称、図書等取扱業者の店舗の名称及び場所並びに有害と認められる具体的な箇所
- (3) 条例第8条第8項又は第9項の措置 図書等取扱業者の店舗の名称及び場所並びに有害図書等の陳列等の状況
- (4) 条例第8条の2第2項の措置 がん具類等の名称、販売等を行う店舗の名称及び場所並びに有害と認められる具体的な箇所
- (5) 条例第10の措置 広告物の場所及び有害と認められる具体的な箇所

第14条 条例第15条第3項第3号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設備を設けて客に水泳、スケート、卓球、庭球、野球の練習、ゴルフの練習、玉突き、ボーリング又はアーチェリーを行わせるもの
- (2) 個室を設け、当該個室において客にカラオケ装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱させるもの
- (3) 硬貨、メダル又はカードを使用することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第8号に規定するものを除く。）

2 条例第15条第4項の規定による掲示は、第7号様式により場内及び場外の見やすいところにしなければならない。

第15条 条例第17条の4第1項に規定する規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
- (2) 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっておりフィルタリングサービスを利用するこにより、当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- (3) 保護者が、その保護する青少年の携帯電話端末又はPHS端末からのインターネットの利用状況を適切に把握することにより、当該青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないようにすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由として知事が定めるもの

2 条例第17条の4第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申出年月日
- (2) 保護者の氏名及び電話番号

3 条例第17条の4第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずること。

(2) 青少年が携帯電話端末又はPHS端末からインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。

(3) 携帯電話インターネット事業者が提供するフィルタリングサービスの内容

(4) 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときには、第1項各号に掲げるいずれかの理由が必要であること及び条例17条の4第1項に規定する書面の提出が必要であること。

4 条例第17条の4第4項に規定する規則で定める日は、青少年携帯電話インターネット契約に係る青少年が満18歳に達する日とする。

5 条例第17条の4第4項に規定する規則で定める事項は、第1項各号に掲げる理由及び第2項各号に掲げる事項とする。

第16条 条例第17条の5第2項に規定する公表は、インターネットの利用その他の知事が適當と認める方法により行い、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告の内容
- (3) 公表の理由
- (4) その他知事が必要と認める事項

第17条 条例第19条第4項に規定する証票は、第8号様式による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年3月23日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年5月7日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年11月11日規則第47号）

この規則は、昭和52年12月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月17日規則第31号）

1 この規則は、昭和55年6月1日から施行する。

2 香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（昭和55年香川県条例第5号）附則第2項の規定による届出は、改正後の香川県青少年保護育成条例施行規則第3号様式の例による届出書の正本にその写し一通を添えて行わなければならない。

3 改正後の香川県青少年保護育成条例施行規則第3条第4項の規定は、前項の届出書について準用する。

附 則（昭和60年3月30日規則第13号）

この規則は、昭和60年4月10日から施行する。

附 則（平成2年12月19日規則第53号）

この規則は、平成2年12月29日から施行する。

附 則（平成4年4月10日規則第40号）

- 1 この規則は、平成4年4月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の第6号様式による証票は、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日までの間は、改正後の第6号様式による証票とみなす。

附 則（平成6年8月1日規則第42号）

- 1 この規則は、平成6年9月1日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成8年10月15日規則第57号）

この規則は、平成9年1月15日から施行する。

附 則（平成11年3月26日規則第7号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成14年3月29日規則第19号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月4日規則第4号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第20号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第3号様式の改正規定（「自動貸出機」を「自動貸付機」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第35号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日規則第102号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第22号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月26日規則第75号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日規則第44号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日から平成25年7月7日までの間における第1条の規定による改正後の香川県青少年保護育成条例施行規則第6条第2項及び第10条第2項の規定の適用については、これらの規定中「個人」とあるのは「個人（外国人を除く。）」とする。

- 4 第1条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

名称
香川県立屋島少年自然の家
香川県立五色台少年自然センター
香川県青年センター